

## 山陽小野田市公立大学法人評価委員会について

## 1 概要

山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 11 条及び山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「公立大学法人」という。）の設立団体である山陽小野田市の市長の附属機関として設置しています。

評価委員会は、6 人以内の委員で組織され、任期は 2 年（再任可）となっています。委員報酬は、日額 4,000 円です。

任期：任命の日から 2 年間

## 2 評価委員会の役割

## (1) 法第 25 条第 3 項の規定〔中期目標の策定・変更〕

設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## (2) 法第 42 条の 2 第 5 項の規定〔不要財産の処分〕

設立団体の長は、第 1 項又は第 2 項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

※ 法第 42 条の 2 第 1 項 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

※ 法第 42 条の 2 第 2 項 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

## (3) 法第 44 条第 2 項の規定〔重要な財産の処分〕

設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

※ 法第 44 条第 1 項 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲

渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

#### (4) 法第 49 条第 2 項の規定〔公立大学法人役員の報酬等の支給基準〕

評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第 3 項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

※ 法第 49 条第 1 項 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

※ 法第 48 条第 2 項 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

※ 法第 48 条第 3 項 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

#### (5) 法第 67 条第 2 項の規定〔定款の変更〕

前項の場合においては、設立団体の長は、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

※ 法第 67 条第 1 項 第 8 条第 2 項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときは、当該財産処分については、設立団体の長が協議して定めるところによる。

※ 法第 8 条第 2 項 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。）の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

#### (6) 法第 78 条第 4 項の規定〔中期計画の作成・変更〕

設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

※ 法第 26 条第 1 項 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中

期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

※ 法第 25 条第 1 項 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

#### **(7) 法第 79 条の 2 第 2 項の規定〔公立大学法人の業務を継続させる必要性等〕**

設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

※ 法第 79 条の 2 第 1 項 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第 78 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

※ 法第 79 条の 2 第 3 項 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

※ 第 78 条の 2 第 1 項第 2 号 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

#### **(8) 法第 78 条の 2（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）**

1 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第 28 条から第 30 条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

1 次号及び第 3 号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

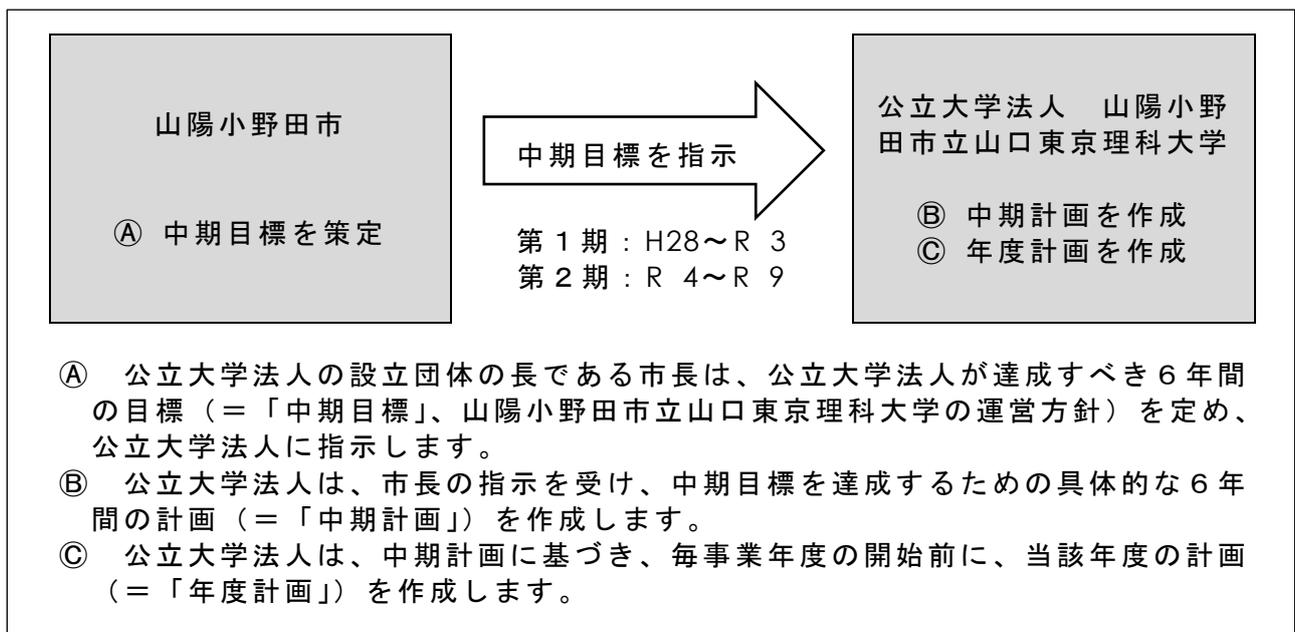
2 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

3 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

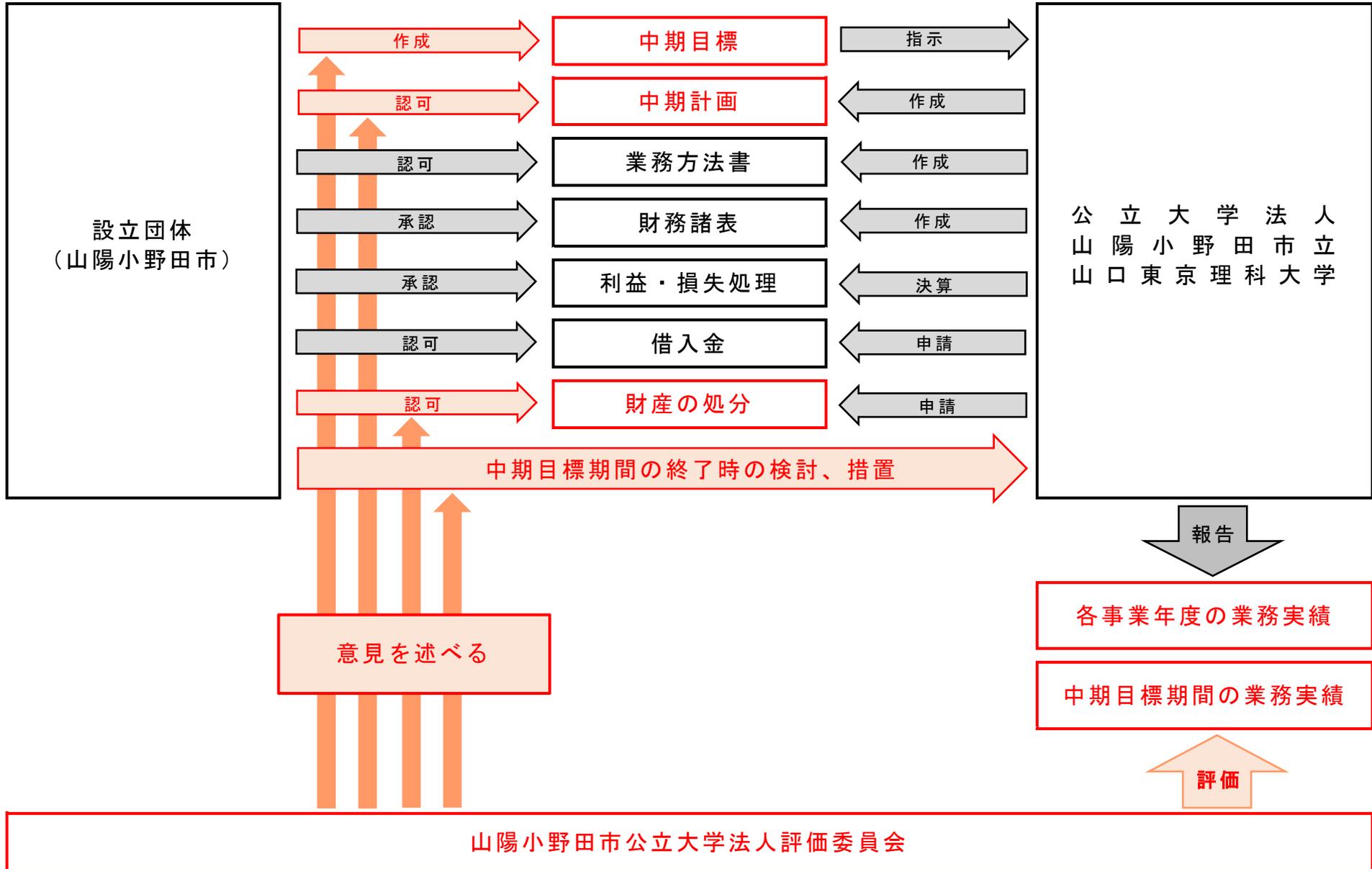
2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規

則で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 3 第1項の評価は、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。



山陽小野田市・公立大学法人・評価委員会の役割



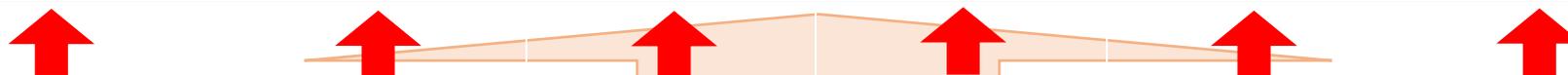
○中期目標・中期計画・年度計画

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------

<b>中期目標〔6年間〕</b> 設立団体の長は、6年間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。					
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目



<b>中期計画〔6年間〕</b> 地方独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。認可を受けたときは公表しなければならない。					
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目



<b>年度計画〔1年間〕</b> 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。					
1年	1年	1年	1年	1年	1年

※「設立団体の長」⇒山陽小野田市長、「地方独立行政法人」⇒公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学